

岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会設置要綱

(設置)

第 1 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による温室効果ガス排出削減計画書（以下「計画書」という。）、並びに第 14 条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「報告書」という。）に対する評価制度及び評価制度導入後の評価について検討を行うため、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会設置要綱第 7 の規定に基づき、岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 部会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 評価制度について検討し、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会（以下「懇談会」という。）に対し報告をすること。
- (2) 評価制度導入後、事業者から提出された計画書及び報告書の評価について検討し、懇談会に対し報告すること。
- (3) その他の目的を達成するために必要な事項に関し懇談会に対し報告をすること。

(組織)

第 3 部会は、懇談会会長から指名された委員数名をもって、組織する。

(部会長)

第 4 部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、会議を進行する。

(会議)

第 5 部会の会議は、環境生活部長が招集する。

(関係者の出席等)

第 6 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 部会の事務局は、岐阜県環境生活部環境管理課に置く。

(部会の会議の公開)

第8 部会の会議は、原則として公開とする。ただし、検討する事項が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 岐阜県情報公開条例(平成12年12月27日岐阜県条例第56号)第6条の各号に該当するとき
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の事務の運営上必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。